

しまっている。現在二百万円余の借金に膨れ上がり、借金の催促がうるさい。和子は子供のことだけで頭が一杯で、自分の就労の協力をしてくれない。子供達が自分の言うことを全く聞こうとしない。注意するとわざと反対方向に向く有様。自分としては「（和子の子供を）実子とみるか、他人とみるか、白黒はつきりさせないとやっていけない性分であり、こんなこと（状態）では別れようかとも思う。」

結婚する際に深くそのことを考えていなければなかったとのことであるが、いずれにせよ夫婦でよく考えて結論を出すしかない旨話す。

4月

・4/3和子来所

実母の退院や前夫・長男引き取りの話が夫婦の間で出ているとの申し出。しかし夫婦の間で未だ調整できていないことや、子供達をめぐって混乱が続いている状態なので、もうしばらく結論を延ばすようにとの指示。

・4/11和子、L病院神経科受診。

→後日担当医から連絡。和子の症状（情緒不安定、不眠、物忘れ等）は心因反応によるもの。引き続き通院するように。

・4/15和子、長女来所。児相CWも同行。

（相談所職員、民生委員、児相CW同席）

和子、長女だけがとりあえず家を飛び出してきた。今後の身の振り方について相談したいと。飛び出した理由として幾つか並べるが。結局の所、前夫の粘着質の性格に嫌気がさし、顔を見るのも耐えられなくなったというもの。現在、長男、次男の二人の子供が残されている。前夫は探しまわっている。いずれにせよ和子の話だけで結論です。前夫の気持ちも確認してから改めて話し合いを持つことにする。（当面D施設で二人を預かることにする。）

また次女について届け出あり。義弟から電話があり家族の状況を伝えた所10日に突然やってきて次女を連れて返っていった。次女、最初逃げ腰であったが、最後には納得してついていったもの。

・4/16 夫婦、長女来所。

関係機関職員（児相CW、相談所職員、学校、民生委員）を含めて今後のことについて協議。

前夫—自分の気に入らないところは全部なおすのでとにかく帰ってきてほしい。

和子—何と言っても繰り返しとなるので、今回は絶対帰らない。

長女—わからない。

長男、次男—毎日困っている。とにかく帰ってきてほしい。

平行線で結論出ず。冷却期間を置いて再度話し合いを持つことになる。当面引き続きD施設に身を寄せることになる。

・4/12和子、児童相談所CW同行。

今回、前夫に一筆もらい一応住宅に戻ることにしたと。

長男、次男が住宅での生活を望み、和子に戻ってほしいといっている。和子の離婚をもつと望んでいた長女がD施設にいるのが嫌で一足先に住宅に戻ったこと。和子一人だけで冷却期間を過ごせず。前夫の強い願いもあり、家に帰ることになったもの。ただし今後一切ゴタゴタ言わないことを文書にて確約してもらったとのこと。

前夫と和子の問題は解決していないが、子供に引きずられやむなくというもの。今後も夫婦間・親子間の調整必要と思われる。

5月

- ・5/11和子、長女来所。

8日夜長女、夜11時過ぎ帰宅。前夫が注意したところから夫婦喧嘩に発展。昨夜は長女と一緒に簡易宿泊所に泊まった。「前夫は『何も言わない』と言ったのに。この繰り返しは嫌。」。とりあえず今日は住宅に戻ると。

- ・同日、前夫に連絡。

昨晚和子、長女が戻ってこなかつたことから、眠れず。仕事を休んだ。和子と冷静に話し合うよう指示する。

- ・5/16次女の件で和子、義弟よりそれぞれ連絡。

義弟より「昨晚和子と電話で話した所、次女を返してほしい。またその時は当月の生活費（保護費）として3万円余つけてほしい。」と言われた。次女は、ようやくこちらの小学校養護クラスに一日も休まず通っているのにあまりにも勝手である。万一B市に帰す場合、交通費を出してもらえるかとの打診あり。

和子より「夜中12時過ぎに酩酊中の義弟より連絡があり、いろいろ話した。今まで貸していた金と交通費をもって近々E市に来るよういわれた。また寝ていた次女を起こし電話に出させた。直接次女から気持ちを聞いたところ、『帰りたい』といっていた。どうしようか。」というもの。

両者の言い分が違い、また次女を振り回しすぎること注意する。当面客観的な状況を見てから結論を出すように話す（両者に）。

- ・5/17R病院PSWより連絡

実母、前回夫婦が見舞いに来た時、5月退院という話が出ていたため、この頃それに期待し落ち着かず。受入先である同家族の状態について問い合わせあり。近況説明、当分実母を受け止める状況にないといえるので担当医と協議し、実母を説得する方向で考えると。

6月

- ・6/3和子、来所。

実母を退院させたい。しかしD施設に預けている前夫の長男を引き取る位なら、前夫と別れるとの話となる。（和子が実母と暮らしたい気持ちは、前夫が長男と暮らしたい気持と同じであること話してみるが——。）

・ 6/10和子来所

次女の件について、2～3日前に義弟から連絡あり。ゴタゴタ言われたが一学期修了時点
で帰すこと決めた。

また住宅継続居住の件について、保護司より3年前に起きた殺人事件の加害者8年の服役
であったが、保釈の話も検討の段階に入っている。しかし当事者の一人である和子に対し
不快な気持ちを持っている。加害者の家族も近い所に住んでいるため、転居が望ましいの
だが——との話あり（5/11）。和子としても転居したいと考えているとのこと。

今後、家族の調整と同時に転居の可能性を検討することにする。

・ 6/17夫婦で来所。

近々実母を引き取りたいのだが——との申し出あり。前回（6/30）話し合った時は、そ
の場では「実母のみ」という主張でしたが、その後何とか前夫の長男を引き取ってやって
みようというもの。和子、実母引き取れば夫婦喧嘩、家を飛び出す等はしないとも。

生活の場が落ち着いてきた時点で退院は当然である。引き取り可能か担当医の判断が出
た時点で退院の手続きをとること話す。

・ 6/28和子来所。

ここ1ヶ月半家の中は、特にトラブルもなくやれているので、実母を一日でも早く迎えい
れたいとの申し出あり。

R病院主治医、PSWと協議。7/1退院とする。（同日退院となる）

7月

・ 7/8福祉事務所にて和子、関係機関協議（児相CW、相談所職員、D施設職員）

前夫の長男の引取りの件について（7/2事前に連絡済）

和子—自分としては、実母を引き取れたし近々次女も引き取ることになっていることか
ら、前夫が望むなら前夫・長男を引き取ることに異議はない。条件として前夫が手のすい
ている時手を借りたい。

前夫は出席せず。表向きは仕事で休めないためとなっているが、実際は自分の家庭のこ
とのに、なぜ関係者が集まり話し合わなければならないのかという不満あり。

D施設では、長男を引き取ってようやく情緒面で落ち着いてきた。前夫は長男を私物化し
自分の感情で（長男を）ふりまわしている。家庭が本当に落ち着いているとは思えず。長
男を帰すには時期尚早では——。

引き取りを強く希望する前夫が出席していないことから、方向性検討するにとどまる。
—長男の帰宅の回数を増やし、前夫、和子、子供達との関係を見ていくことにする。

・ 7/18前夫、来所（再三呼出しの末）

数日前、仕事に遅れたことから（職場の）親方から自宅に連絡が入る。長女が家庭内の
ゴタゴタを全て話してしまい恥ずかしくて仕事に行けない。数日休んでいると。

和子母子との結婚は失敗であったと思う。自分の子供の望むものを叶えられないとヒステリックに騒ぐが、前夫の長男のことになると食事をさせることさえ嫌な顔をする。「(同居する男性は) お金をくれる人なら誰でもよい。」と言い切る和子とは一緒にやっていけないと思い、親方にそれとなく長男と二人で暮すアパートの紹介を頼んだことがある。

今の親方、前夫気に入っていることや止めさせられた訳ではないので(恥ずかしがらず)思い切って出勤するように。また嫌なことが休んだり拗ねてその場から逃げてしまうことは、子供達にもよい影響を与えるので気持ちを改めるよう注意する。

また収入申告書が未提出なので届け出るよう重ねて指導する。

・7/25家庭訪問。前夫、和子、実母在室。

前夫、ここ数日仕事に行っておらず(重ねて就労指導並びに収入申告書提出指導。)

実母、大分在宅に慣れてきた様子。担当CWにも話し掛けてくる。ただし前夫、和子の夫婦喧嘩や、義弟の名前が出ると、緊張状態に陥るとのこと(和子の言)。

・7/26 和子来所

昨夜、前夫と夜中まで喧嘩した。前夫が次女を引き取り、前夫の長男を引き取れないことで和子に絡んだため。前夫、お金を入れてくれず。「自分のことは何も聞いてくれない」「もう前夫・長男の世話は何もやらない」等激昂しまくしたて帰る。

8月

・8/1 和子、実母、前夫の長男来所

7/30次女帰宅したこと届け出。その夜、義弟より飲酒の上1時間半に渡って厭がらせの電話をしてきたとの訴え。前夫の長男3日前より住宅に戻っており、共同保育には戻りたくない。

・8/9 和子、来所

・8/1甥(義弟の子供、中3、非行歴あり。家裁審判中、後に教護院へ)が義弟との関係悪化し家出、2日無賃乗車で妻宅に来たもの。児童相談所CWより、先方の児童相談所CWへ連絡済。実家に戻す(9/1)。

9月

・9/11実母W病院入院(精神科)。

精薄とうつ状態に加え家庭内のトラブルの連續で不安定状態が続いていたため。S病院担当Dr、入院長期に及ぶのは仕方ないであろうとの判断で紹介される。

・9/12前夫より連絡

しばらく別居したいとの訴え。和子との間に主婦としてのつながりが全く持てない。金遣いが荒く毎日1万円ずつも使う。何に使うのか聞こうものなら大騒ぎでくつかかる。その他に自分に対しては、すぐに金切り声を上げ、子供達をまきこみ、喧嘩してしまう。疲れたと。別れるかどうか決められず。とりあえず前夫長男を再度D施設へ預けてきたと。

当世帯はお互いの意思疎通がとれていない「こども8人のみ世帯」といった感じである。長男（前夫）をめぐり、あるいは金銭問題で終始トラブルを繰り返しているが、当分その中で特に弱い実母と前夫長男のそれぞれ病院、施設へと預けることにより精神的安定を図り、夫婦間の問題を見極めさせたい。

また次女については、ほとんど登校せず。学童保育に顔を出し、夜も帰宅しないこともある。初老の男性宅（簡易宿泊所）に入り込んでいることが多い。

10月

・10/22住宅に連絡したところ、姪が出る。

・10/24妻へ連絡。

姪（妹の長女 16才 今春中卒）を世帯員として転入することについて、事情を聞く。

10月半ば義弟を嫌って妹、妹の子供達4人が家出し妻を頼って本世帯に編入。義弟も妹達を追って来る（先週末）。そこで話し合いが行なわれ、中学を卒業となっている長女のみ本世帯に転入することになったと。理由としては実父（義弟）、日頃から酒を飲み角材、刃物を持ち家族を追い回したりしたため。問題の多い子ではあるが戻すには忍びないとのことでの本世帯で引き受けたとのこと。

・10/25 家庭訪問 妻、姪在室。

妻と姪が来所する予定となっていたが、妻が姪に来所すすめたところ、「10分も歩くなんてかったるくてやってられないよ。」との返事で訪問になつたもの。

ダークグレーの足首までのタイトスカートにヘソのできるような短いブラウス、雑談しながらもタバコをスパスパ吸っている。日常生活は、昼頃起き1時から夜まで学童保育の部屋で過ごす。夕食時は帰宅。皿洗いは手伝うが、時によるとまたでかけることもある。

「あんなジジーやババーの顔なんか見たくもないよ」と全く妹宅に戻るつもりはない気配。

姪、短期間だが美容院見習いをやったことがあり、美容師を希望していることから、近日中に職安同行を約束する。

11月

・11/11 姪の求職活動のため職安同行。明日、美容院面接となる。（翌日就職内定。13日から就労となるが「起こしても起きず、出勤していない。」との妻から報告あり。）

・11/15 家庭訪問 和子、長女、姪在室

姪話しかけても答えず。着替えて出かけていく。

和子、長女から姪の様子について。「当初昼頃起きて簡単な食事を済ませると、学童保育にでかけ帰ってきたが、ここ10日程前より時々外泊するようになった。いろいろな男性と付き合っているみたいであり妊娠でもされたら困る」と和子。「長女と分担で家事をやることになっていたが、全くやらず。自分の肌着まで脱ぎっぱなしにしているため不満で

ある」と長女。

姪に対し、就職取り止めにするならきちんとその旨連絡するよう話しておくように伝言頼む。

- ・11/18家庭訪問 妻、長女、次女在室。

長男、「同年令なのに自分は仕事をし、姪は遊んでいる」との不満ありと。

- ・11/28妻より連絡

姪、外泊続き。たまに帰宅しても弁当を詰めてまた出でいくと。家族全員業を煮やし、姪を義弟宅に送ることになった。

12月

- ・12/2妻、長女来所

姪、義弟宅へ戻すことについて、先方が納得せず。

11月下旬、姪、知人よりそば屋を紹介されるが2日でやめたと。

姪に対し住宅に置けないこと義弟にはつきりと家族の意思を伝えること。

B市に居続け就職しない場合、いずれ保護費（姪分）を出せなくなる旨説明。

- ・12/4家庭訪問妻、次男、長女、次女、姪在室。

姪が戻ってきたことを確認し訪問。

自分のイメージする美容院ではなかったので行かなかった。昼間ソバ屋勤めでもと考えている。

外泊についてはやはり「前夫の顔を見たくない。元夫であつたらいいんだけれどーー」その一言に長女も同調する。

- ・12/5姪より連絡

働きたいので職安に一緒に行ってほしい。翌日職安に同行すること約束。

- ・12/6△警察署少年係から連絡。

姪、補導された。同住宅の居住者と、売春まがいの行為をしていたため。口答注意を受け本人の希望で住宅に戻る。引き渡しの条件として仕事を決め真面目にやるようにと（警察から）言われる。

- ・12/7家庭訪問（知人宅）。和子、次男、長女、次女、在室。

和子、姪及び子供達を連れ家を出る。夫婦喧嘩の際、前夫が荷物の一部を外に放り出したため。以来帰宅を拒否。同住宅の知人宅に身を寄せる。話の途中前夫より電話が入る。離婚届に判を押すから出でないと荷物を放り出したとのこと。もし夫婦間のことで外部の人間がはいるなら判を押さない。自宅に戻るのなら自分を世帯主として認め、それなりに振る舞わせてほしい旨告げる。和子、子供達と身の振り方を検討することになる。

・ 12/12児相CWより連絡

今後について夫婦、子供のこと、今後のことについて話し合いの場を作りそこに同席。「和子」母子は前夫との別居を強く希望。結論として母子、実母、姪達は他に部屋を借りたい。見つかるまで知人宅に身を寄せる。前夫、前夫の長男は仕事の都合上◇◇に移り住みたい。世帯分離のため転宅資金を出せないかとの問い合わせあり。（検討してみる旨返答。）

・ 12/17児相CWより連絡。

和子達、住宅に戻っている。というのも前夫の要請で前日話し合いを持ったが、前夫は離婚を恐れ、別居については同意せず。和子たちに戻るよう促すが、和子及び子供達は強く拒否。話し合いの最中前夫は興奮して暴れる。一方和子としても、姪が知人宅に男を宿泊させたことなどから、知人宅にとどまることができず。妥協案として、移転先が見つかるまで住宅に戻ることになったとのこと。

・ 12/18家庭訪問。前夫、和子、長女、次女、姪在室。

前夫作業中に怪我をしたので休んでいる。1月以降の保護費はどうなるかとの問い合わせに対して収入申告をきちんとしてくれれば保護費は出せないと答えた所、前夫いきなり逆上居合わせた和子、子供を含め「みんな、いますぐ出て行け。」と怒鳴り話し合いにならず。和子、子供も含め家を出る。再び知人宅に身を寄せる。

・ 12/19姪の就職面接に同行。

21日より就労。食堂ウエイトレス。

・ 12/20長女より連絡。

姪の就職の件で和子が動き回っている（自分に構ってくれないことを言外に言う。）。

また姪が家事分担をしてくれず、身勝手なことをしている等の訴え。姪の仕事が始まるまではしばらく我慢するように説く。

・ 12/23和子来所

姪、結局朝寝坊して1日も出勤せず。

また21日夜、前夫、知人宅に押しかけ帰宅を迫ったあげく、姪に手を上げる等2時間以上もめ続けた、と。

・ 12/25和子来所。

出張仕事に出た前夫、危篤との連絡が入ったが——。問い合わせしてほしいとの申し出。仕事（出張）先事務所に確認したところ元気にやっているとの返答。和子の気をひく狂言か——。

・ 12/27和子来所。

手頃なアパートを見つけた。住宅に戻りたくないでの別居を認めてほしい。下記の点考

慮した結果前夫との別居を承諾。母子転居資金の認定を行なう。

別居については、

- 1、父子世帯と母子世帯の再婚であり、お互いに義子との関係がしつくりいかず、58年2月の再婚以来トラブルが断たない。
- 2、60年4月和子と長女が、1週間程家出した後より離婚の意志が強まり、今までその気持は一貫している。

との理由により認めたものである。

転居先については、できるかぎり遠方が望ましいのだが、

- 1、和子の生活能力を考慮すると、周囲の機関の協力が不可欠であり。一般住宅地では不適応が明らかである。
- 2、怠学傾向の強い長女、次女については生活指導の行き届いた現在の中学校が最適であることから判断し、今回の物件への転居を認める。

以上のことから判断。今回の物件のところへの転居認めることとなる。

- ・12/28 和子母子、姪、実母転出。

・当世帯の問題点と所見

- 1、父子と母子が再婚したことによる義理の親子関係のトラブル
- 2、経済観念の欠落したもの同士の再婚故のトラブル
- 3、トラブルの連絡が、子供達の情緒上・生活上の不安定をひきおこし諸問題行動につながる。

前夫は和子に対する執着心強く離婚を拒否。一方和子は同じ事を繰り返しは嫌と。

また戸籍の件や家具の持ち出しに際して、更にもう一騒動があると思われる。

S 6 1 年 1 月

- ・1/13家庭訪問。和子、次男、長女、次女在室。

荷物の件確認。次男、長女、次女午前中だが学校に登校しておらず。タンス、こたつ、その他の家具運びこまれている。しかし長男の身の回り等まだ住宅に残っていない。

長女、次女の話として前夫が押しかけて来、粘ると和子が家に入れてしまうと不満顔。

- ・1/17訪問不在。

近隣、中学の担任より事情聴取。彼等によれば、前夫が和子の新居に押しかけ、和子これに抗し切れず家に入れてしまうとのこと。そのため子供達は新居に居つかず、従前の住宅に友人達を集め、深夜まで大騒ぎしている。再度和子に真意を確認する要あり。

- ・1/23民生委員から連絡

最近になって前夫も住宅を出て、別に和子の近くに部屋を借りたい。それに先立ちお金のかしてほしいと和子に泣きつき（和子は）困っていると民生委員に話に来る、と。

- ・1/24家庭訪問。和子、長女在室。

今回部屋を借りたことについては、和子側の別居を望む意思に基づくものであることを再確認。そのためにも住宅に残っている荷物を早急に取り出すように指示。また住宅の鍵を管理人に返還すること。前夫との関係いざれは正式に話をつけなければならないが、別居を主張するならば家に踏みこませないよう、話し合いが必要な時は第三者の同席を考えるよう指導。

- ・1/28

管理人に鍵を返還したこと確認。また27日荷物を運びおえたこと確認

2月

- ・2/3前夫、和子及び子供を含め今後のことについて話し合う。

前夫、連日のように押し掛け昨晩は子供達も巻き込んで暴力沙汰までなっている。話し合いの結果、前夫からこれからすべて和子の言うことに従うのでもう一度チャンスが欲しいとの他家族へ申し出する。

- ・2/13S精神病院 担当医（実母）面接。

実母、退院希望が強いため看護婦の指示に従わず。駄々をこね手を焼いている。実母退院の準備をしているため担当CWより説得してもらえないかとの申し出あり。実母「いや家に帰る。」の一点張り。また「病院の看護婦が馬鹿にする。」とも。家族の混乱が続き近々の解決は望めず（家庭引き取りは困難）、もう少し落ち着くまで入院させてほしい旨依頼するが、これ以上病院としては入院の継続は無理とのこと。（担当CWとして）他病院へ転院の方向で検討する。（2/19T精神病院に転院となる。）

S61年2月

- ・2/17

姪、知人2ヶ所から預金通帳、印鑑、現金十万円余持ち出したため警察に訴えられる。（最終的に返還、陳謝し訴え取り下げる。）

- ・2/17姪来所。

今後は止めない。真面目に働くので仕事を搜すのに付き合ってほしいとの申し出あり。面接に同行。就労先—ヘアサロン。翌日より就労開始。

3月

- ・3/13和子来所。

姪、店の金を持ち出し3日勤めただけで止めざるをえなかったとの届け出あり。（児相CWより詳細確認。小遣として昼食代5百円しか渡していないのに姪が大金を持ち歩いているのを不信に思い店に問い合わせた所2万円余の金を持ち出したこと判明。

店主、△警察署に届ける。警察では姪は一切否認。店主は店の信用を気にし起訴せず。和子も結局少年院送りは不憫であり身柄を引き受ける。さらに店側から本人が反省するよ

うなら採用継続してもよいとの申し出。結局そのまま姿を隠し自然に止めた形になった。

<4月以降の世帯の認定について>

前夫、長男の転入扱いについて—和子は一貫して前夫と別れたいという気持ちはあるが、前夫強引に部屋に入り込む。実力では拒み切れず結局入れてしまう。ここ数年間二人の関係からみて今後もまた逃げても追ってと繰り返しであると思われるが、現在の生活実態、同一生計・同一居住となってしまったため、同一世帯に戻すこと。

<姪を世帯分離で外すこと>

60年12月末美容院、レストラン、そばや、食堂と採用決まったものの2ヶ所は1日も出勤せず。また2ヶ所は2~3日のみといった状態。5ヶ所目も就労能力がその意思なしと判断。生活実態も家に時折立ち寄るだけで居所明らかにせず。連絡も取れない。以上のことから世帯分離で外すこととする。

- ・3/29和子より連絡。
前夫を追い出してほしいとの依頼。
3~4日前より前夫、和子の睡眠薬を飲み仕事に行かず。和子や子供達が毅然とした態度を取る以外方法ない。

- ・3/31児相CWより連絡。
和子と前夫がまた離婚のことで揉め「出ていけ」「出でいかない」を繰り返す。加えて演技とは思うがベランダから飛び降りると言つては同情を引こうとする等の行動があつた旨報告あり。

4月

- ・4/2家庭訪問。 和子、長女在室。
前夫の自殺騒ぎについて—27日長女、姪外泊してきたことから前夫と言い争いとなり結果として皆から前夫に対し「出ていけ」との言葉となる。ママレモン原液を入れ物の半分以上のベランダから飛び降りると騒ぎ立てたもの。次男就労先3日で解雇。無断欠勤と本人仕事がこなせないため。本人も単純作業を捜し直すといい求職雑誌を買い込んでいる。姪時折戻ってきてている（所在は不明）。実母3/20より1週間外泊これからも月1回外泊見込み。

- ・4/16家庭訪問。 和子在室。
姪が、住宅に住む30才前後の男性と一緒になる。姪の（各所にある）借金を清算してくれたみたいだ、と。実家の了解も得、荷物も全て移した。長女も、姪に誘われて外泊多く学校も休みがち。和子が姪の居住する住宅に迎えにいっても「（長女は）居ない」といつて会わせてもらはず。

- ・4/22家庭訪問。 前夫、和子、長女、次女在室

昨晚また前夫婦喧嘩をし2~3時間しか眠っていない。前夫婦、子供達もボーとしている。布団の中で横を向いていた前夫、和子の会話に喧嘩腰で口をはさみ前夫自身のことは触れられず。

・4/23和子来所。

家裁に離婚申し立てしたいとの話あり。すでに書類をもらってきてる。長女から「嫁に行く時は□（和子の旧姓）の姓で行きたいから籍を抜いて」と言い出し、子供達の希望も皆一致したため家裁に調停申し込みするようにしたもの。ただし前夫は家裁や福祉事務所の呼び出しには一切応じないといっている。—4/30家裁へ。

5月

・5/8家庭訪問。 和子在室。

5/1家裁へ申立てたが前夫より強く（取り下げるよう）言われ結局取り下げた。また次男がガールフレンド（内妻）のところにずっと泊りこんでいる。内妻の母親から「よろしく」といわれていると。また長男、夏前には家を出てアパート暮らしを考えはじめている。実母、月1回の外泊だけは必ず実行するように強く指示。

・5/13家庭訪問。 和子、実母在室。

実母の外泊確認のため、足や呂律がしっかりしてきている。

同日S病院担当医（実母）より連絡。

実母の帰宅の件で前夫婦呼んで話をした際、和子は退院を、前夫は月1回の外泊を拒否。また離婚について話が及び、一緒にいて生活落ち着かないようであれば別れることも考えては——と話したところ「病院まで和子の味方するのか」とくってかかる状態。

いずれにしても大変なケースであり当分対症療法的に見て行くしかないであろうとの見解。

6月

・6/9生保受給中であった和子の元父、死亡。

半年間H病院で入院していたが、2~3日前同病院内で飲酒、急に具合が悪くなり死亡したもの。

9月

・9/24世帯員増について事前の打診あり。

次男のガールフレンド（内妻）夏前から当世帯に入りびたり、かつ妊娠が確認されていたが、内妻家から今回母親の入院を契機に保護申請あり。その折内妻の扱いについて協議することになったもの。双方の親の意向を確認することとなる。

10月

・10/1内妻、当世帯へ転入となる。

<内妻、出身世帯について>

・祖母（80才）、母親（48才）、姉（20才）の母子世帯。祖母全身衰弱でH病院に入院中。母親子宮ガンでG病院入院中。姉無職。現在求職中。公営住宅に入居中。

本世帯61年9月19日付け生保開始。別に長男（21才）がいるが暴力団の使い走りをしており同居はしておらず。

内妻62年2月出産予定。児童福祉法助産適用。この出産については出産時点で母親の籍に子供入籍。次に認知の手続きを行なわせ次男18才になった時点で内妻を入籍させるもの。双方親同意で今妻家族の一員となる意思表示。

内妻、無口で素直。前夫世帯では家事をよく手伝う等相当の役割担っている。

61年3月△中学卒業後工場に勤めるも本1月で退職。以後ブラブラしていた。8月頃本気で仕事を始めた矢先妊娠判明。当面出産準備に努力し、出産後数ヶ月たったなら就労心がけるよう指導。

現住居は2間（6畳、3畳）しかない。子供が産まれれば8人の生活となり、世帯の構成上限界を越えると思われる。転居の検討を。

11月

・11/10

T病院より実母退院。

・11/21家庭訪問。

実母通院以外は終日テレビを観ている生活。

S62年2月

・62/2/4和子、次男来所。

2/□ 内妻女児出産したとの届出あり（正常分娩）

・2/12和子より連絡。

祖母病状悪化しているので入院させてほしいとの申し出あり。

・2/14家庭訪問。長男を除き全員在室。

実母入院の件について一病状的にそれほど悪い状態ではない。緊急に入院が必要な状態とは見えず、また入院も希望していない。和子にその点尋ねたところ実母非常に手がかり自分がまいってしまうので入院させたいとのこと。もうしばらく経過をみて入院を検討してはと助言する。

・2/16次男、内妻来所。

出産の件について自分達の意に反してこどもができてしまった。避妊の知識はほとんどない状態。近い将来。子供を作る気持ちがないことから避妊指導を保健所でやってもらうよう話す。当人たち同意し助産婦に連絡。転居の件について一2間で8人が生活しているため快適な居住空間とは言えず。住宅狭隘とのことで転居指導をする。

なお次男世帯の独立については、（自分達で見つけることはむずかしいと考えられるため）担当CWが手伝う旨話す。

3月

- ・3/5和子より連絡。実母病状悪化しているので入院させたいとの再度の申し出あり。
- ・同日、家庭訪問。和子、実母、内妻、次男の子供在室。
実母、昨日昼頃より歩行覚束無くなり這ってトイレに行く伏態である。食事をしては眠るという。
- ・同日、S病院受診同行。
担当医の話では和子、能力的に低く、実母の介護はこれ以上現実的に無理であろうとの判断。実母については孫ができまた世帯員が増えたことから精神的にパニック状態となりこのような症状がでてきたのであろう。U精神痛院入院依頼する。（翌日入院となる。）

5月

- ・5/27家庭訪問。長男、長男の女友達、内妻、次男の子供在室。
次男は仕事を探しに行っている。（次男は工員等就・退職を繰り返している。就労意欲あり。）

6月

- ・6/2家庭訪問。和子、次女、次男の子供在室。
次女は学校を早退している（怠学）。長男、長女は外出中。長男、長女共、求職活動を積極的にやっておらず。長女はボーイフレンドと結婚との話がでている。就労を図るように。次男世帯は転居について自分達で生活することに自信がないことから（転居に）乗り気ではない。次女はきちんと通学するように。（長男、6月中旬から就労開始—ビル等の内装工事へ）
- ・6/8和子から連絡。
内妻が実家に戻ったまま帰ってこない、おそらくこのまま別れるであろう。子供は次男が引き取るとの報告。
- ・6/9内妻の母から連絡。今月初めから帰ってきていている。特に喧嘩をしたわけではない——。昨夜和子と長女来て子供を引き取ることで合意し、と。和子側では明日養子縁組をすると。
- ・6/8家庭訪問。長男のみ在室。
長男に対し今後は一家の中心となるよう自覚を促す。次男とはよく喧嘩をしていたので戻ってくることはないだろうと。

- ・6/11和子、長女来所。

内妻戻って来ず。次男は戻ってきてもらいたいと思っているが戻ることもないだろう。子供は次男が引き取ることになった。子供0才時であり、現実には和子、長女が養育することになるだろうと思われるが——。再度復縁と子供の養育について話し合うように勧めたところ、もう話はついたのでこれ以上話し合うつもりはない。長女、就労の届出あった美容院を1日で止めたと報告あり。早急に求職活動をし仕事につくように指示。

- ・6/12児相CWより連絡。

子供の養育について、内妻家族では現在長男の赤ん坊が養育されている家族状況にあり(二人は無理なのではないか)、和子家族で養育したほうがむしろ望ましいのではないか。ただし和子家族で養育が困難な状況が生じたら「里親」を検討する必要があろうとの意見。

- ・6/19U病院担当医(実母)より連絡。

入院中の外泊について協議。外泊は毎月行なうことを前提として入院を受け入れた。最初歩行も困難であったがどうやら歩行もできるようになった。外泊訓練を実施したいと。なお実母の能力(知的、体力)から判断して、送迎はタクシー移送やむを得ないであろう。

(7/1付内妻転出。)

～長男、次男、長女求職活動中。担当CW就労意欲の欠如あるため、強く就労指導。仕事に就くもすぐ退職。

11月

- ・11/4和子、長女来所。

次男シンナー(塗装用)を嗅いで気分が悪くなつたため、今日部屋で寝ていると。

- ・11/12家庭訪問。和子、次男、長女在室。

和子から電話があり暴れているとの連絡があったため訪問。次男、和子及び長女にくつてかかるようとはしないので、ラリッいる状態。しばらく静観する。相談所職員が既に来ている。和子より次男の状況を聞いたところ、この2ヶ月位シンナーをやっている。(一時アルバイトで行っていた)塗装店でシンナーを嗅いだことがよくなかったのではないかという。同社に勤めていた次男の友達が誘いにくる。室内ではあまりやっていなかつた。本日11時頃から飲酒しながらシンナーを始めた。和子が注意してから大声で暴れだした。器物は土壤していない。

(次男、落ち着いた段階で)次男に対して、このままシンナーを続けると神経をやられるので精神病院の治療が必要になること。そうなることは担当CWとしても望まないので何とかしてやめるように説得。一応神妙には聞いていたが——。

和子に対して、次男の荷物を次男の不在時に確認。シンナーがあれば処分すること。もし次男が室内でラリッて場合、注意する前に刃物は隠す等用心した上、その最中にはあまり刺激をあたえないよう助言する。

- ・11/9和子から電話。

本日離婚届出した。前夫が簡易宿泊所で女性と同棲していることを知り届出印を押してもらったと。

12月

- ・12/1S整形外科へ次男受診。階段から落ちたため。

- ・12/9和子来所。

次男シンナーを隠れてやっているようだ。前のようにラリッていることがないが、住宅の友達が次男を迎えるため。S整形外科受診したのもシンナー後引をとがめて長男が次男を木刀でなぐったためとのこと。長女、簡易宿泊所に住む男の許に出入りしている。

- ・12/17和子、長女、次男の子供および35才の男性Z(35才。以下愛人Zと略す)来所。

和子、簡易宿泊所内アパートに住むZと結婚を前提に同居したいと。Zとは前夫の離婚に先立ち2ヶ月前に知人を介して知りあつたと。Zはパンチパーマをかけ仕事は競馬の予想屋をしているという。Z、和子の背負った子供を預けることはできないかと尋ねる。保育所申請は可能(乳児院のような所を考えている口振り)。

2日前より和子、長女、次女、次男の子供はZのアパートに移り住んでいる。長男、次男は現住居に留まる。長男の女友達が食事等世話をしている。和子、長男と金銭関係で喧嘩したことの原因している。和子としては、現住居に戻ることもないであろう、との言。

- ・12/18次男より連絡。

和子達がZのところに行つた。荷物は本日Zが運んでいった。和子この一年間満足に食事をつくってくれなかつた。また今月Zのために腕時計、スーツ、ジャンパーを買い与え、自分たちに小遣いも渡さなかつたと。「あんな奴親でもなんでもない。」と訴える。「もう一緒に生活することもないであろう。」

S63年1月

- ・3/1/6長男来所。

和子は(依然として)戻ってきていない。今日これから和子に会つてくると。Zがいると口をはさむので和子と二人で話し合いをする。12月の保護費が自分達に回つてこなかつたのが喧嘩の原因である。正月はガールフレンドの母親がおせち料理を運んでくれたりし何とか生活してきた。次男もトビ職の仕事を年末から開始した。

- ・1/17 次男来所。

現時点では長男も次男も「和子に戻ってきてもらいたい。」気持ちである。担当CWから和子はいずれは戻つてくるであろうから、それまでの期間長男と一緒に生活を維持する努力するよう促した。家賃等や生活費については仕事を一生懸命にやれば何とか生活していくであろうからとの説明をする。次男説得する。

・1/7Z来所。

和子と結婚(入籍については法律の関係上後日となる)。次男の子供を養子に迎えるとの報告。「本気だ。」と言う。子供達を含めてよく話し合うよう話す。

・1/8和子、Z来所。

昨日子供達と話し合いし、その結果2月より(Zのアパートを引き払い)Zと和子、子供は現住所に戻ることになった。長女、次女はよく遊びに行っている衙易宿泊所の男性H(65才、生保受給中)の所へとどまるかもしれない。次男の子供については養子の件承諾。長女、次女の去就がはっきりしないがZ、和子、次男の子供が現住居に戻るようであれば就労者3人で生活費分担。世帯としての自活を促す。Z自活してやっていきたいとの申し出。Zに対し国保に加入、和子以下の子供達も扶養家族に入れるよう説明する。Z了承する。

・11/8家庭訪問。次男在室。

い今までの経過について確認。了承していると。

～次男の子供を保育所入所面接。4月から通所となる。

・1/14和子、次男、長女、次女来所。

改めて今までの生活の経過を踏まえて2月以降の自活していくかどうかを打診、説明。長女、次女はHの部屋に時々寝泊りしているが、食事は和子のところで食べている。長女、次女にも現住居に生活の拠点を移すように説明。

・1/19U病院PSW、担当医(実母)へ世帯状況を報告。

和子家族の今までの状況について説明。年金の中で外泊交通費を捻出してほしい旨説明、了承を得る。一時中断していた外泊について再開可能。

・1/26Z、和子、長男、次男来所。

Z、和子、子供、長女、次女現住所に戻り一家として生活するようになった。各自確認が取れ、納得していると。

2月

・2/23U病院訪問。実母、担当医、PSWと面接。

実母元気そうである。PSWから、実母が「一番しっかりしているのでは——。」

2/1付 自活により廃止

5、おわりに—若干のまとめ

本事例の初期の段階においては、アルコール依存症の元夫、精薄の和子を基軸とした家族関係の動搖が顕著に見られ、元父の蒸発、離婚を契機に、性モラルの欠如、生活力の無さから男性遍歴(同棲、再婚等)が始まることになる。

一家の状態は、その後、相手の男性に応じて、安定化、不安定化の間を揺れ動くことになるが、元夫との別離後に同居した日雇労働者Xとの生活においては、夫婦関係、親子関係とも良好であったがにもかかわらず和子自身の性モラルの欠如からそのパートナーを死なず最悪のアクシテントを生み出す。

次に再婚した前夫の場合は、父子世帯と母子世帯との粗み合わせの難しさに加え、ギャンブル好きで粘着質の前夫と、生活力の無さを前夫に頼ろうとする和子の態度が、結婚当初から夫婦関係、親子関係に大きな影を落とす。

夫婦喧嘩が毎日のようになり繰り返され、家庭に居場所がなくなった子供達は、施設入所を希望する一方、外泊、怠学、不純異性交遊等の問題行動に走る。また子供達が成長するにつれ、親の身勝手な行動、知的遅れ(読み書き、計算ができないなど)から和子を馬鹿にするようになり、父親、和子の言うことを聞かなくなる。このような中に実母、姪、が転入し問題が増幅される。しかしこの混乱も、前夫の不正申告(収入申告)が発覚したことから、前夫が家出し、その関係も終る。

その後次男の内妻が転入、出産、その子供を置いて実家に戻るというような事件も起きている。

そしては和子は、愛人Zと結婚を前提に同居をはじめ、生活保護は一応終結の形を迎える。

このような経過の中で福祉事務所及び関係機関は、本事例の問題がどこにあり、またその問題の解決にどのような形で寄与できたであろうか、ということを検証してみる必要がある。

本事例の問題は、次の要素が重なり合って生じている。

1、経済的不安定

—不安定な就労形態(日雇、パート就労)

2、家庭基盤の脆弱性

—夫婦関係、親子関係が相互に影響し合い、子供の問題行動等に現われてきている。

3、和子の能力からくる問題

—知恵遅れ・社会的訓練の不足からくる家計管理・家事管理の困難性

4、性的問題

—和子の性モラルの欠如からくる男性遍歴、中絶8回。

5、同居する夫の問題行動

—元夫のアルコール依存症、前夫のギャンブル。それに起因する蒸発、借金。

6、世帯員の問題

—長女のてんかん、実母の精神疾患、子供達それぞれの問題行動

7、地域性、住宅構造等からくる生活環境上の問題

—簡易宿泊所街での生活。大家族が住むには狭すぎる居住環境(簡易宿泊所、公営住宅、アパート)。

本事例の問題解決に当たって、福祉事務所としては生活保護の適用を中心に、児童福祉関連の助産制度の適用、保育所の入所を行ない、また児童相談所では児童相談を中心に一時保護、養護施設の提供を行なった。また学校では親指導に加え、1週間に一度の家庭訪問を行なうなどして家族に働きかけている。その他保健所・医療援護では、AA(自助グループ)参加を含む断酒指導、避妊指導、てんかん等の治療を行なっている。また簡易宿泊所街にある相談機関(相談所・センター)においては、日常的に本家族に関わり生活相談を受けている。そして地域の構成員である民生委員、D施設等もそれぞれ関わってくれている。

しかしこのような諸サービスを組み合わせた本事例への援助活動は、問題の緩和をもたらしたとしても、解決に程遠いものになっている。これは「援助者(機関)」側のアプローチに問題があると考えられる。

1、和子の能力の過大評価

—和子が精薄者であることをどの程度配慮して指導してきたか。ADL、コミュニケーションが取れることで健常者と同等に近い役割期待をしていたのではないか。

2、福祉事務所CWの家族への接近の仕方について

—福祉事務所CWが、初期の段階で、積極的に向き、問題を発見、解決する方向で援助活動がおこなってきていません。とはいえた中期、後期においては、幾分改善されてくる。

3、家族全体の視点の欠落

—夫婦・親子の関係を未調整のまま、眼前の個々人の問題行動解決を図ることに終始し、家族全体をどのように援助していくとする視点、援助活動が希薄であった。このような問題の解決に当たっては、家族全体を視野にはさんだうえで、夫、妻、子供達各人が抱える問題と解決へのアプローチを考える必要がある。

4、福祉サービスに対する抵抗

—対象家族が在宅サービスの提供については受け入れたものの、養護施設、母子寮、婦人保護施設の入所については頑なに拒否を貫いた。家庭の状況、親の養育能力等から福祉事務所及び関係機関が必要と判断をしながら、最終的な判断は自己決定に委ねているため、診断、治療面で適切な施設サービスを受けさせることができないという問題がある。この問題を援助者(機関)がどうクリア(打開)し解決に結びつけるかという課題がある。

5、福祉事務所CWと本事例の関わりについて

—福祉事務所へサービスの提供等訴えがある場合、和子家族は第3者(人、機関)を介して、あるいは第3者を伴って来所することが多い。主訴を十分伝えられないという理由を考慮に入れても、福祉事務所CWとの関係がしっかりと信頼関係まで確立・昇華されていない。援助者(機関)は、単なるサービス提供者・あるいは危機的状況時の避難場所という位置づけがされていることに問題がある。

6、コーディネーターの役割

一対象家族の問題解決に向け多数の関係者(人、機関)が関わっているが、必ずしも有効で適切な連携とはなりえてない。その大きな要因として、福祉事務所(または他機関)が中心となり、関係者とのコーディネートを十分行なえていないことが挙げられる。どの機関(人)がコーディネーターの役割を担うのか、また関係者とどのような連携(関係性)を築いていくか、が多問題家族の関わる援助者側にとりわけ求められている課題である。

7、援助の一貫性について

一般に多問題家族の援助は、相当長期に及ぶことが多い。本事例においても15年余にも亘って援助活動を行なっており、その間福祉事務所ではCWが11人が、また他機関においても複数の職員が交替している。相談援専とりわけ行政機関においては職員の異動が頻繁にあり、またそれぞれの職員(CW、相談員等)の経験、援助技術の習熟度、アプローチの方法等もマチマチであるという問題がある。そのため援助の一貫性をどのように持たせるか、が大きな課題となってくる。

本事例のように多数の機関、サービス提供を受けながら、生活自体に改善がみられない多問題家族ケースは、福祉事務所にとどまらず各種相談機関が日常的に苦慮している問題と思われる。

福祉事務所においては、このような多問題家族ケースを通称「問題ケース」、「処遇困難ケース」と呼び、最も敬遠し、できることなら関わりたくない(担当したくない)と思っている。「労多くして」結果が出ない、援助方法が見当たらない、という理由からである。

しかし、このようなケースにこそ、より一層の「専門性」(「援助技術」)が要求されるのであり、福祉事務所及び関係機関が連携強化し関わるべき対象と考える。

通常、我々援助者(機関)が口にする「このケースは指導が困難である。」ということは、われわれの「援助技術(方法)が未熟である。」と同義に聞こえて仕方がない。

本事例を担当した援助者の一人として、自戒の言葉としたい。

【第4回生活問題研究会】

日時：2002年9月14日 14時～17時半

場所：法政大学一口坂別館会議室

出席者：杉村、新保、六波羅、宮永、岡部、土居、宮内、松本

報告1：六波羅詩朗 「児童相談所の事例からみた『多問題家族』援助の視点」

(資料4-1に基づき報告)

報告2：杉村宏「B市における生活保護受給母子世帯の支援に関するケースワーカー調」

(資料4-2に基づき報告)

1 六波羅報告についての議論

- ・ 今回の報告では、多問題家族の特徴を社会機関、社会資源、社会関係で捉えている点が興味深い、中でも近隣とのトラブルに着目している点が興味深い。
- ・ 福祉事務所の中で、援助困難・処遇困難といった場合、薬物・アルコール・精神（統合失調症）の人たちに対する援助が困難であるという場合と、反社会的な暴力ケースを挙げる場合が多い。われわれは「多問題」という形で有子世帯をあげているが、あまり福祉事務所のワーカーとしては、慢性的な依存状態であるにせよ、制度適用をしているので「問題性」を感じていないのではないか。
- ・ 福祉事務所のケースワーカーとしては、生活保護世帯の子どもが「引きこもり」や非行などがあった場合、それは児童相談所の問題と考えがちで、子どもがケースワーカーの視野に入ってくるのは、学校を卒業するなどして、いわゆる「稼動能力」の活用が課題になる場合なのではないか。子どもを稼働の能力の有り無しだけで見ていると、子どもの問題、支援すべき課題がなかなか見えにくいと思う。
- ・ この調査では、「問題が重層化してなかなか援助が困難なケースを抽出してください」と依頼した。長期ケースの事例をみると、典型的な事例では世帯の不安定さが見えてくる。背景には経済的な問題がある世帯が多く、福祉事務所、保健所などいろいろな機関が関わっていることが明らかになった。
- ・ 児童相談所は一時的な関わりが多いが、それをつなげてみると複雑なことが明らかになった。施設に措置してしまえば終わりという発想もある。施設も連携の中で利用していくというのは新しい試みである。
- ・ 1960年代によくいわれた「problem family」「multiple family」と、1980年代以降言われだした「ハイリスク・ファミリー」の違いはなにか？
- ・ 概念的には違うらしいが、実際には multiple とハイリスクはあまり変わらない。重層的・接近困難と表現されるが、私たちはマイナスイメージで捉えるのではなく、こちらから積極的に関わっていくところに解決の糸口があると考える。なぜ問題を抱えている世帯が制度につながったり切れたりするのか、制度・社会機関に対する不信感がどう生まれてきたのか焦点化する必要がある。
- ・ 機関ネットワークには限界があり、処理できる問題は大して多くない。本人の世帯は持っている生活関係など（良いもの悪いものも含めて）様々な関係を持っている。それ自